

令和 8 年度ウェルカム・ミサワ移住支援金交付要綱

(令和 8 年 7 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 三沢市は、県外から当市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、令和 8 年度予算の範囲内において、ウェルカム・ミサワ移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住民票上の世帯をいう。ただし、同一の住居に居住する者については、住民票上の世帯が異なる場合であっても、同一世帯に属するものとみなす。
- (2) 子育て世帯 移住元及び移住先において、申請者と住民票上の同一世帯に属する令和 8 年 4 月 1 日現在で年齢が 18 歳未満の世帯員（以下「18 歳未満世帯員」という。）を当市への転入前から養育し、かつ、申請日において現に養育している申請者を含む世帯をいう。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の金額は、1 世帯につき 10 万円とする。ただし、子育て世帯にあつては、10 万円を加算して交付するものとする。

(交付の要件)

第 4 条 支援金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のうち、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第 6 号を満たす者とする。ただし、第 6 号イ及びウの要件にあつては、申請者の属する世帯の世帯員（以下、「世帯員」という。）についても満たさなければならないものとする。

- (1) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が県内に所在すること。
 - イ 求人内容を確認することができる書類等の提出が可能な求人への就業であること。
 - ウ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方

公共団体から補助を受けている法人を除く。)への就業でないこと。

ウ 申請者又は世帯員の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 上記求人への応募日は、当該求人の募集が開始された日（通年又は常時募集を行っている求人にあつては、当該応募の時点において当該募集を行っていることが確認できる日）以降であること。

カ 申請日から5年以上、継続して当該法人等に勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材に関する要件 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 申請日から5年以上、継続して当該就業先に勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。ただし、県外の大学等に在籍し、卒業年度の翌年度にテレワークで就業する場合は、当該就業に係る業務を行うことをもって足りる。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

(4) 起業に関する要件 申請日において、1年以内に、青森県又は三沢市が実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 交付対象者の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 当市に転入した日時点の年齢が40歳未満であること。

（イ） 過去に1年以上、当市に居住していたこと。

（ウ） 当市に転入する日より前に当市の移住施策担当課に移住相談を行っていること。

イ 地域の担い手確保の要件 当市に転入する日より前に当市の農林水産担当課又は関係団体に就業相談を行っており、かつ、転入した後に農林水産業に就業する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。

（ア） 認定農業者又は認定新規就農者であること。

（イ） 漁業協同組合の組合員（準組合員を含む。）であること。

(6) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 当市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、県外に在住していたこと。ただし、県外の大学等に在籍し、卒業年度の翌年度に前各号のいずれかの要件を満たす場合は、当該期間を通算4年以上とする。

（イ） 当市に転入する直前に、連続して1年以上、県外に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 申請日において、当市に転入した日から起算して1年以内であること。

（イ） 申請日から5年以上、継続して当市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 申請者及び世帯員のいずれかの転勤、出向、出張、研修等による

勤務地の変更に伴う移住でないこと。

(イ) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者及び同条第1号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(ウ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(エ) 市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、申請者及び世帯員のいずれかが、過去にこの支援金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、交付対象となることができないものとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和8年度ウェルカム・ミサワ移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年3月19日までに市長に提出するものとする。

- (1) 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- (2) 移住先の住所がわかる書類（住民票）
- (3) 移住先の就業先の就業証明書（様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3又は様式第2号の4）、起業支援金の交付決定通知書の写し又は認定農業者、認定新規就農者若しくは漁業協同組合の組合員（準組合員を含む。）であることを証する書類
- (4) 求人内容を確認することができる書類
- (5) 移住元の居住地及び在住期間がわかる住民票の除票又は戸籍の附票（子育て世帯にあっては、世帯全員分。ただし、県外の大学等に在籍し、卒業年度の翌年度に申請する場合であって、これらにより在住期間を確認できないときは、次に掲げる書類とする。）

ア 卒業証明書その他在学期間を確認することができる書類

イ アの在学期間中、県外に居住していたことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定することとし、適当と認める場合は、速やかに令和8年度ウェルカム・ミサワ移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、令和8年度ウェルカム・ミサワ移住支援金請求書（様式第4号）に前条に規定する交付決定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、ウェルカム・ミサワ移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告を求めること及び立入調査を行うことができる。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合又はその世帯員が第1号イ、ウ、エ若しくはキ又は第2号のいずれかに該当する場合、支援金の全額又は半額について、令和8年度ウェルカム・ミサワ移住支援金返還命令書（様式第5号）により返還を命ずるものとする。ただし、18歳未満世帯員が進学や就職等により市外に転出する場合を除くものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 居住の実態がないと認められる場合

ウ 申請日から3年未満に当市から転出した場合

エ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

カ 申請日から３年以内に農林水産業に就業しなくなった場合

キ 市長が全額の返還が適当であると認めた場合

(2) 半額の返還

ア 申請日から３年以上５年以内に当市から転出した場合

イ 市長が半額の返還が適当であると認めた場合

(支援金の返還の免除)

第１１条 支援金の交付を受けた者及びその世帯員は、前条に規定する返還要件に至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときには、令和８年度ウェルカム・ミサワ移住支援金返還免除申請書（様式第６号）に返還免除理由を証する書類を添えて市長に返還の免除を申請することができるものとする。

２ 市長は、前項の申請を受理した場合は、返還免除の可否に係る決定内容を令和８年度ウェルカム・ミサワ移住支援金返還免除承認（不承認）通知書（様式第７号）により、当該申請者に通知するものとする。

(就業等の状況報告)

第１２条 支援金の交付を受けた者は、第１０条第１号又は第２号に掲げる要件に該当しないことを証明するため、支援金の交付を受けた翌年度から市長が必要と認める年度まで、毎年度３月３１日における就業等の状況について、原則として、その翌年度の５月３１日までに、就業証明書（様式第２号の１から様式第２号の４までを準用）、事業収入を証する書類又は販売を証する書類を市長に提出することにより報告しなければならない。

２ 前項の場合において、支援金の交付を受けた者が第１０条第１号又は第２号に該当することとなったときは、市長に速やかに報告しなければならない。

(居住状況の確認)

第１３条 支援金の交付を受けた翌年度から市長が必要と認める年度までの居住状況については、市長が住民基本台帳により確認するものとする。

(その他)

第１４条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和８年７月１日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、令和７年４月１日以降に当市に転入した者について適用する。